

ふじみ野市建設工事における社会保険等未加入対策事務実施要領  
(令和7年12月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の実施に当たり法定福利費を適正に負担する業者による公正で健全な競争環境を構築することにより、建設業の担い手の確保を図り、もって建設業の持続的な発展につなげるため、ふじみ野市が発注する建設工事における社会保険等未加入対策の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「社会保険等未加入業者」とは、次の各号のいずれかの届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(対策の内容)

第3条 ふじみ野市と契約を締結する全ての建設工事において、社会保険等未加入業者を下請負人とすることを原則禁止するものとする。

(実施方法)

第4条 発注者は、受注者から提出された施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認するものとする。

2 受注者は、使用する下請負人における適切な保険加入の範囲及び適用除外等について、国土交通省が策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート等を参考に加入状況を確認するものとする。

3 受注者は、社会保険等未加入業者を下請負人とする場合は、下請負人としなければならない特別の事情について具体的な理由を記載した書面（一次下請業者にあってはふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号アに定める特別の事情について（一次下請業者用）（様式第1-1号。以下「理由書（一次）」という。）を、二次以下の下請業者にあってはふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号アに定める特別の事情について（二次下請以下業者用）（様式第1-2号。以下「理由書（二次）」という。））を施工体制台帳と併せて発注者に提出するものとする。

4 一次下請業者が社会保険等未加入業者である場合は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 発注者は、受注者から理由書（一次）の提出を受けたときは、理由書（一次）に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングの実施等に

より確認を行うものとする。

- (2) 発注者は、当該理由書（一次）に記載された事項が特別の事情に該当するか否かについて、契約主管課の意見を求めるものとする。
  - (3) 発注者は、理由書（一次）によって特別の事情を有すると認める場合は、原則30日以内の期日を指定し、社会保険等への加入状況に係る確認書類について（様式第4号）に確認書類を添えて提出するようふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号アに定める特別の事情の有無について（一次下請業者用）（様式第2-1号）により受注者に通知するものとする。この場合において、指定した期日までに保険への加入を確認できる書類が提出されないときは、ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。
  - (4) 発注者は、理由書（一次）によっても特別の事情を有すると認めない場合は、特別の事情を有すると認めない旨及びその理由並びにふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨をふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号アに定める特別の事情の否認について（一次下請業者用）（様式第3-1号）により受注者に通知するものとする。
- 5 二次以下の下請負人が社会保険等未加入業者である場合は、次のとおり対応するものとする。
- (1) 発注者は、受注者から理由書（二次）の提出を受けたときは、理由書（二次）に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングの実施等により確認を行うものとする。
  - (2) 発注者は、当該理由書（二次）に記載された事項が特別の事情に該当するか否かについて、契約主管課の意見を求めるものとする。
  - (3) 発注者は、理由書（二次）によって特別の事情を有すると認める場合は、特別の事情を有すると認める旨をふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号アに定める特別の事情の有無について（二次下請以下業者用）（様式第2-2号）により受注者に通知するものとする。
  - (4) 発注者は、理由書（二次）によっても特別の事情を有すると認めない場合は、特別の事情を有すると認めない旨及びその理由を通知し、原則30日以内の期日を指定し並びに社会保険等への加入状況に係る確認書類について（様式第4号）に確認書類を添えて提出するようふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号アに定める特別の事情の否認について（二次下請以下業者用）（様式第3-2号）により受注者に通知するものとする。この場合において、受注者が当該未加入下請業者に対して適切な指導を行い、当該未加入下請業者が保険加入に時間的猶予を必要としていることがわかる書面を提出したときは、二次下請業者は60日まで、三次以下の下請業者は90日まで期日を延長することができる。

- (5) 発注者は、指定した期日までに受注者から保険への加入を確認できる書類が提出されない場合は、ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものとする。
- 6 前3項に規定する「特別の事情」とは、特殊な技術、機器若しくは設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者を下請負人としなければ契約の目的を達することができないことが明らかな場合又はその下請業者でなければ目的を達することが困難となることが明らかな場合であり、次に掲げる場合は、特別の事情に該当しない。
- (1) 長年の元下関係があり、他の業者では施工のマネジメントができない場合
  - (2) 発注者との契約締結前にあらかじめ下請契約を締結していた場合
  - (3) 他の下請業者を探す時間的余裕がない場合
  - (4) 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合
- （違反行為への措置）

第5条 発注者は、前条の規定による確認の結果、当該受注者がふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反している場合は、社会保険等未加入の下請業者について（報告）（様式第5号）により契約主管課に報告するものとする。

- 2 契約主管課は、受注者がふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反している場合は、受注者に対し次の措置を行うものとする。
- (1) ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止措置
  - (2) ふじみ野市工事成績評定要綱（平成18年ふじみ野市告示第25号）に基づく当該建設工事に係る工事成績評定における減点
  - （その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告及び指名通知をする案件から適用する。

様式第1－1号（第4条関係）  
ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号アに定める特別の事情  
について（一次下請業者用）

年　　月　　日

ふじみ野市長 宛て

住　　所  
受注者 商号又は名称  
代表者 氏名

下記の工事について、社会保険等未加入業者と直接下請契約を締結しなければならない具体的な理由を提出します。

記

工　事　名															
工　事　場　所															
工　　期	年　　月　　日　から	年　　月　　日　まで													
請　負　代　金　額	金　　円														
下　請　負　人	一次下請業者														
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険														
具　体　的　理　由															

様式第1－2号（第4条関係）  
ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号アに定める特別の事情  
について（二次下請以下業者用）

年　　月　　日

ふじみ野市長 宛て

住　　所  
受注者 商号又は名称  
代表者 氏名

下記の工事について、社会保険等未加入業者を下請負人としなければならない  
具体的な理由を提出します。

記

工　　事　　名												
工　　事　場　所												
工　　期	年　　月　　日　から			年　　月　　日　まで								
請　負　代　金　額	金　　円											
下　請　負　人	<input type="checkbox"/> 次下請業者											
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険											
具　体　的　理　由												

様式第2－1号（第4条関係）

ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号アに定める特別の事情  
の有無について（一次下請業者用）

年　月　日

様

ふじみ野市長

下記の工事について、 年　月　日付けで貴社が提出した「ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号アに定める特別の事情について（一次下請業者用）（様式第1－1号）」記載の理由については、同条第2項第1号アに定める特別の事情を有するものと認めます。

については、 年　月　日までに、「○○社」が○○法第○○条※の規定による届出の義務を履行し、その加入の状況を確認することのできる書類を提出してください。

なお、加入の状況を確認することのできる書類が期限までに提出されない場合は、ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反することとなります。

記

工　事　名						
工　事　場　所						
工　　期	年　月　日　から　　年　月　日　まで					
請　負　代　金　額	金　　円					
下　請　負　人	一次下請業者					
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険					

※該当する法律を記載

- ①健康保険法第48条
- ②厚生年金保険法第27条
- ③雇用保険法第7条

○届出の義務の履行が確認できる書類

- (1) 健康保険又は厚生年金保険について
  - ・領収証書、社会保険料納入証明（申請）書
  - ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- (2) 雇用保険について
  - ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
  - ・雇用保険被保険者資格取得通知書（事業主通知用）
  - ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

様式第2－2号（第4条関係）

ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号アに定める特別の事情  
の有無について（二次下請以下業者用）

年　　月　　日

様

ふじみ野市長

下記の工事について、　　年　　月　　日付けで貴社が提出した「ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号アに定める特別の事情について（二次下請以下業者用）（様式第1－2号）」記載の理由については、同条第2項第2号アに定める特別の事情を有するものと認めます。

記

工事名									
工事場所									
工定期	年　月　日　から			年　月　日　まで					
請負代金額	金　　円								
下請負人	<input type="checkbox"/> 次下請業者								
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険								

様式第3－1号（第4条関係）  
ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号アに定める特別の事情  
の否認について（一次下請業者用）

年　　月　　日

様

ふじみ野市長

下記の工事について、　　年　　月　　日付けで貴社が提出した「ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第1号アに定める特別の事情について（一次下請業者用）（様式第1－1号）」記載の理由については、同条第2項第1号アに定める特別の事情を有すると認められませんでした。

これは、ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反することとなります。

記

工　　事　　名					
工　　事　　場　　所					
工　　期　　期	年　　月　　日　　から	年　　月　　日　　まで			
請　負　代　金　額	金　　円				
下　請　負　人	一次下請業者				
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険				
理　　由					

様式第3－2号（第4条関係）

ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号アに定める特別の事情  
の否認について（二次下請以下業者用）

年　月　日

様

ふじみ野市長

下記の工事について、年　月　日付けで貴社が提出した「ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第2項第2号アに定める特別の事情について（二次下請以下業者用）（様式第1－2号）」記載の理由については、同条第2項第2号アに定める特別の事情を有すると認められませんでした。

については、年　月　日までに、「○○社」が○○法第○○条※の規定による届出の義務を履行し、その加入の状況を確認することのできる書類を提出してください。

なお、加入の状況を確認することのできる書類が期限までに提出されない場合は、ふじみ野市建設工事請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反することとなります。

記

工　事　名											
工　事　場　所											
工　　期	年　月　日　から　　年　月　日　まで										
請　負　代　金　額	金　　円										
下　請　負　人	○次下請業者										
未加入の社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険										
理　　由											

※該当する法律を記載

- ①健康保険法第48条
- ②厚生年金保険法第27条
- ③雇用保険法第7条

○届出の義務の履行が確認できる書類

- (1) 健康保険又は厚生年金保険について
  - ・領収証書、社会保険料納入証明（申請）書
  - ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- (2) 雇用保険について
  - ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
  - ・雇用保険被保険者資格取得通知書（事業主通知用）
  - ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

様式第4号（第4条関係）

社会保険等への加入状況に係る確認書類について

年　月　日

ふじみ野市長 宛て

住　　所  
受注者 商号又は名称  
代表者 氏名

下記工事の下請負人について、未加入の社会保険等の届出の義務を履行し、その加入の状況を確認できる書類を提出します。

記

工　事　名		
工　事　場　所		
工　　期	年　月　日　から	年　月　日　まで
請　負　代　金　額	金　　円	
下　請　負　人	<input type="radio"/> 次下請業者	
加入した社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険	
確　認　資　料	別添のとおり	

様式第5号（第5条関係）  
社会保険等未加入の下請業者について（報告）

第 号  
年 月 日

契約・法務課長 宛て

課長

このことについて、下記のとおり報告します。

- 一次下請業者が未加入（様式第3-1号の写しを添付）
- 理由書（様式第1-1号又は様式第1-2号）が未提出（施工体制台帳の写しを添付）
- 様式第4号が未提出（様式第3-2号の写しを添付）

担当  
内線